

## 沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務委託企画提案募集要項

本企画提案公募は、令和8年度の沖縄県当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。従って、県議会において当初予算が否決された場合は契約を締結しないので、あらかじめ御了承ください。

### 1 趣旨

この要項は、沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務の委託候補者選定のために必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務委託

#### (2) 目的及び業務の内容

別添「沖縄県の業務におけるコラボレーションツールの活用に係る業務委託企画提案仕様書」を参照

#### (3) 事業期間

契約締結日 から 令和13年9月30日まで

#### (4) 上限額

##### ア 令和8年度

341,085,000 円（税込）

##### イ 令和9年度から13年度まで

1,820,879,000 円（税込）

ただし、上記の金額は契約時の予定額を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、イの上限額は債務負担行為であり、各年度の予算成立をもって有効になるものとする。

### 3 参加資格

下記に示す要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※ 参考：地方自治法施行令 抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始または民事再生手続開始の申立て、若しくは、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員、経営に実質的に関与する者等が以下の要件のいずれにも該当する者ではないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと

(5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(7) 労働関係法令を遵守していること。

(8) 過去5年のうち、国又は地方公共団体関連業務でコラボレーションツールの利用環境構築及び運用保守業務を経験した実績を有していること（内容を確認できる資料を提示すること）。

(9) 共同企業体で事業を実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)～(7)の要件を満たす者であること。

- ウ 共同企業体を代表する事業者が、上記応募資格(8)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

#### 4 参加申込手続き

##### (1) 参加申込書の提出

- ①提出期限：令和8年4月21日（火）16時
- ②提出書類：次の提出書類等を提出すること
  - ・参加申込書【別紙1】の「4 提出する書類」に記載の書類一式
- ③ 提出方法  
持参又は郵送により受け付ける。郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付（1部）すること。
- ④ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県企画部情報基盤整備課 宛  
(県庁14階)

##### (2) 参加資格審査

県において、参加申込者が参加資格を満たしているか、又は提出書類に不備がないかなど形式審査を行う。当該審査結果は、参加申込者全員に通知する。

#### 5 応募申請書及び企画提案書等の提出

上記4（2）参加資格審査により資格を有すると認められた事業者は、下記により、応募申請書等の書類を提出すること。

##### (1) 提出期限：令和8年4月28日（火）16時

##### (2) 提出書類

- ①企画提案応募申請書【様式1】
- ②企画提案書（任意様式）  
※A4判、片面、20枚以内とすること。別途参考資料の添付可（A4判、片面、20枚以内）。
- ③積算書（任意様式）  
※一般管理費は「（直接人件費＋直接経費一再委託費）×一般管理率」により算出し、積算総額の10%以内とすること。
- ④スケジュール表（任意様式）
- ⑤執行体制（任意様式）  
※本業務委託に従事する担当者について、役割、担当業務、実務経験年数、保持資格、これまでの同種の業務経験等を記載すること。

##### (3) 提出方法

持参又は郵送により受け付ける。郵送の場合は書留郵便等、記録が残る方法で行うものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

(4) 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県企画部情報基盤整備課 宛  
(県庁14 階)

(5) 企画提案書等の提出部数等

提出部数は、用紙媒体 6 部提出すること（正 1 部、コピー 5 部）。

## 6 審査の方法及び契約

(1) 企画提案審査（プレゼンテーション審査）

県が設置する企画提案審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を優先交渉者として選定する。なお、応募者が多数の場合は、情報基盤整備課において企画提案書を書類審査し、適当と認められる者を 5 者程度選定して、企画提案審査（プレゼンテーション審査）への出席を要請するものとする。

① 実施場所：沖縄県庁内会議室

② 実施予定日：令和 8 年 4 月 30 日（木）※日程変更の可能性あり。

注）実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

③ 出席者：3 名以内

※ プレゼンテーション審査は、1 社あたり、プレゼン 10 分、  
質疑 15 分を想定している。

※ 審査は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせは受け付けない。

※ 企画提案書の記載にあたっては、平易でなるべく分かりやすい表現とすること。

(2) 審査項目（括弧書きは 100 点満点中の配点の目安である）

① 業務目的等の理解度（10 点程度）

本業務の趣旨、目的に沿った提案になっているか。

② 業務遂行能力（5 点程度）

ア 業務を円滑かつ適切に遂行できる組織体制となっているか。

イ 同種業務の受注実績（件数、発注元、業務内容及び契約額等）から業務遂行能力が認められるか。

③ コラボレーションツールの各種要件等について提案が適切か。（75 点程度）

ア コラボレーションツールの共通要件（仕様書 4.1）

・5 年間にわたって、全職員が 24 時間 365 日いつでもコラボレーションツールを利用でき、人事異動やツールのアップデート時にも混乱が起きないような提供内容となっているか

イ コラボレーションツールの機能要件

(ア) 日程調整、会議開催及び議事録作成業務の効率化やペーパーレス化に資する機能要件

・全職員のスケジュール管理のほか、公用車や会議室などの予約管理も可能であり、日程調整等の事務の効率化が見込めるか。

・業務に関する情報やナレッジの全庁共有、掲載文書・通知内容の検索や生成AIによる問い合わせ回答、会議における議事録の作成やペーパーレス化等、事務の効率化に資する機能が提案されているか。

・生成AI機能とメール、スケジュール、Web会議ツールの関係により、導入3年目となる令和10年度以降、沖縄県の想定する定量的効果が見込まれる提案となっているか。

(イ) 文書の共同編集業務、職員間のコミュニケーションの効率化に資する機能要件

・Word/Excel/Powerpointで作成された文書を、複数の職員が同時に共同編集することで事務の効率化を見込めるか。

・ファイルの容量については、現行のファイルサーバ（共有フォルダ）の容量を最低値として、今後の容量の増加も考慮した値が提案されているか。

・チャットからWeb会議への即座の移行ができる、過去のチャットの内容を容易に検索できる等、職員間のコミュニケーションを効率化する提案になっているか。

・導入3年目となる令和10年度以降、沖縄県の想定する定量的効果が見込まれる提案となっているか。

(ウ) 生成AI、ノーコード・ローコードツール要件

・RAG機能を有する生成AIを原則制限なく利用でき、職員が入力した内容が二次利用される等の情報漏洩が発生するリスクのない内容が提案されているか。

・ノーコード・ローコードツールを活用して、職員が自発的に庁内DXや業務の効率化を推進することが可能か。

ウ コラボレーションツールの移行要件

・ポータル（CORAL21掲示板）のデータやローコードツールを移行後もシームレスに利用できる内容になっているか。

・メールやファイルサーバ上のデータの移行に関して、全職員が手作業での対応が可能な内容となっているか。

エ コラボレーションツールの非機能要件

(ア) 障害対応要件

・障害監視が必要な項目を県に提示し、障害発生時は即座に暫定対応を行った上で、速やかに恒久対応を行うことが可能か。

・障害発生時は県が1次対応を行った上で、24時間365日いつでも事業者にお問い合わせることのできる窓口や体制が整備されているか。

(イ) 運用管理要件

・運用にあたって必要な手順書等を作成したうえで、特に運用開始後半年間（令和8年度末まで）は県への常駐など十分なサポートが提案されているか。

・運用開始後のよくあるお問い合わせをFAQとして整理する等、情報基盤整備課での運用

負荷を最小限にする提案が行われているか。

(ウ) 導入効果の達成及び測定に関する要件

・導入後3年目となる令和10年度以降、下記の業務等において定量的な削減効果が見込まれる提案となっているか。

①日程調整にかかる業務

②職員間の電話連絡にかかる業務

③会議の開催、議事録の作成にかかる業務

④文書の共同編集に係る業務

⑤全庁における紙の印刷枚数

・各年度1回以上定量的な導入効果を測定できるか。また、測定方法などが具体的に提案されているか。

・業務時間が削減されることによって、政策立案等の創造的な業務へのシフトや時間外勤務の削減が見込まれる提案となっているか。

(エ) 導入効果の達成及び測定に関する要件

・コラボレーションツールの活用率を高めるために必要な研修が計画・提案されているか。

・導入効果を最大限に高めるための活用方法に係る資料の作成や提案がされているか。

オ コラボレーションツールのセキュリティ要件

(ア) 不正アクセス、サイバー攻撃への対策に関する要件

・コラボレーションツールへのログインに関して、必要に応じて多要素認証を行う仕組みがあるか。

・外部から県のコラボレーションツールの利用環境へのアクセスはできないようになっているか。

・振る舞い検知やランサムウェア対策が行われているか。

(イ) 情報漏洩への対策に関する要件

・職員がコラボレーションツールを利用して、外部ユーザにデータ共有ができない仕組みになっているか。

・個人情報等の外部ユーザへの共有に対して、自動でブロックできる仕組みがあるか。

・必要に応じて、特定の端末の利用制御ができるか。

④ 各項目の費用積算は、経済的かつ合理的な積算となっているか。(10点程度)

(3)優先交渉者の決定

各応募者のプレゼンテーション終了ごとに、前述の(2)①～④の項目について、100点満点で各委員による採点を行い、全応募者のプレゼンテーション終了後、各応募者の順位を付する。企画提案審査委員会事務局は、各委員の付した順位を合計し、合計値が最も低い事業者を優先交渉者として決定する。

① 合計値が最も低い事業者が複数ある場合は、「1位」を数多く得た事業者を優先交渉

者として決定する。「1位」を数多く得た事業者が複数ある場合は、委員による第二次審査により投票を行い、得票数が多い事業者を優先交渉者として決定する。

- ② 審査の対象事業者が1者のみの場合は、各審査委員の(2)①～④の合計点数が6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点に達した場合は、当該事業者を優先交渉者として決定する。
- ③ 上記①～②により判断しがたい場合は、各委員の協議によって優先交渉者を決定する。

#### (4) 結果の通知

全ての企画提案者に対し、書面にて選定結果を通知する。

審査の内容、経過については公表しない。

#### (5) 契約

契約は、選定された優先交渉者と沖縄県との間で協議を行い締結する。

ただし、沖縄県と優先交渉者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議上、契約を締結する場合がある。

#### (6) 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、契約金額（税込）の100分の10以上を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

ア 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2件以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 7 本件に係る質問、回答及び資料の請求

### (1) 本件に係る質問及び回答

質問については、別紙の質問書によりメールにて受け付ける。

- ① 受付期間：令和8年4月2日（木）16時まで（随時受け付け）
- ② 受付先：沖縄県企画部情報基盤整備課 E-mail: xx013005@pref.okinawa.lg.jp
- ③ 回答：沖縄県ホームページの「公募・入札」又は情報基盤整備課ホームページに回答を掲載し、個別には回答しない。

最終回答は、令和8年4月7日（火）16時までに行う。

### (2) 本件に係る資料の請求

別途仕様書に、沖縄県の現行システムの状況や現行のネットワーク構成を記載しているが、本件の提案にあたってより詳細な情報が記載された資料が必要な場合は、下記のとおり

り資料の請求を受け付ける。なお、資料の提供は原則として、メールにて電子データ（.xlsx形式）で行う。

① 受付期間：令和8年4月21日（火）16時まで（随時受付）

② 受付先：沖縄県企画部情報基盤整備課 E-mail: [xx013005@pref.okinawa.lg.jp](mailto:xx013005@pref.okinawa.lg.jp)

※メールには、下記の事項を明記すること。

- ・担当者の在籍する企業（団体）、部署名及び役職名
- ・担当者の氏名
- ・担当者のメールアドレス、電話番号

※業務用の個人携帯電話を所有している場合は、所属部署の固定電話番号もあわせて明記すること。

③ 提供する資料（一式でまとめて提供）

- ・仕様書別紙「要件一覧」
- ・仕様書1.3「導入により見込まれる効果」のうち「定量的効果」の詳細
- ・仕様書2.1「現行業務及びシステムの状況」の詳細
- ・仕様書2.2「現状ネットワーク構成」の詳細（メール送受信における構成図）
- ・機能等証明書の「別紙1」

## 8 その他

- (1) 書類提出等にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託候補者を選定するものであり契約締結を保証するものではない。
- (3) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、必ずしも企画提案の内容全ての実施を保証するものではない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出に係る経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (8) 契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、企画提案時に提出された積算書と同額とならない場合がある。
- (9) 契約金額の支払方法は、受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき金額を確定する「精算」の方法をとる。支払いについては原則精算払いとする。
- (10) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の解除、委託費の返還等の措置をとることがある。

## 9 お問い合わせ及び連絡先

沖縄県企画部情報基盤整備課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話：098-866-2036 FAX：098-866-2998

電子メール：[xx013005@pref.okinawa.lg.jp](mailto:xx013005@pref.okinawa.lg.jp)